

岐阜県公報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課)	五
道路の区域変更	(道路維持課)	六
道路の供用開始	(同)	六

第 三 百 六 十 二 号
 令 和 五 年 一 月 十 日
 (火曜日)

告 示

岐阜県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 揖斐郡大野町大字牛洞字岩子二三八〇から二三八四まで、二三八六、二三〇四、二
 三〇七、二三〇八、二三〇九の一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、
 一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、
 三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、
 五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、
 七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、
 九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、
 一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、
 一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、
 一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、
 一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、
 一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、
 一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、
 一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、
 二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、
 二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、
 二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、
 二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、
 二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、
 二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、
 二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、
 三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇の七
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和五年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メート ル	延 長 メート ル	備 考
県道	恵苗 那木線	中津川市千旦林字坂本一五〇〇番一地从先から	前 A	四・九 三・六	一七五・八	A、及び B、C は、及 び、A の關係 に關し て、圖 面に示 す敷地 の敷分 をいつ
		同 市同 字同 一	後 B	二・五 四・九	六九・六	
同 市同 一	同 市同 一	中津川市千旦林字坂本一四二七番一地从先から	前 B	一七・〇 一七・八	六九・六	
		同 市同 一	後 C	七・二 一四・四	一六〇・六	
同 市同 一	同 市同 一	中津川市千旦林字坂本一四九八番一地从先から	後 B	二・五 四・九	六九・六	
		同 市同 一	後 C	七・二 一四・四	一六〇・六	

中津川市千旦林字坂本一四〇一番一六地从先から	前	五・九 六・一	一九・八
同 市同 字同 一	後	六・了 三・四	一九・八

岐阜県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和五年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メート ル	延 長 メート ル	備 考
一般 国道 二四 百七十 二号		郡上市明宝奥住字水沢上三二九三番五地从先地内	前	一六・四 三・〇	一八・六	
		郡上市明宝奥住字大坂本三三九二番一地从先から	後	一六・四 三・三	一八・六	
同 市同 一	同 市同 一	同 市同 一	前	二・七 一・一	一九・一	
		同 市同 一	後	一三・六 三・〇	一九・一	

岐阜県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

令和五年一月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社